

全日本合気道連盟規約 (改正 令和8年1月10日版)

第 1 章 総 則

第1条 (理 念)

- 第1項 本連盟は、日本国内の都道府県合気道連盟組織による、非政治的、非営利的、文化的連盟組織である。
- 第2項 本連盟は、合気道開祖植芝盛平翁により創始され、公益財団法人合気会（以下（公財）合気会という）の指導のもとに普及される合気道を支持し、その振興を図る。
- 第3項 本連盟は、合気道道主を以って合気道の精神、哲理、技術および段位の最高權威とする。
- 第4項 本連盟は、合気道開祖植芝盛平翁によって設立され、その道統を継ぐものによって護持された合気道の理念を堅守すると共に、（公財）合気会との直接的関係を堅持する。

第2条 (名 称)

本連盟は、「全日本合気道連盟」と称する。その英語名称を「Japan Aikido Federation (略称をJ A F)」と称する。

第3条 (事 務 局)

本連盟は、事務局を公益財団法人合気会内(東京都新宿区若松町17番18号)に置く。

第 2 章 目的および事業

第4条 (目 的)

本連盟は、合気道の正しい普及と振興を促進すると共に、加盟合気道団体及び会員相互の協調と融和を図ることを目的とする。

更には、稽古を通じて至誠の人を作り、世界の平和に貢献することを目的とする。これらの目的のために次の原則を堅守する。

- 第1項 本連盟は、（公財）合気会の傘下にある連盟として合気道の一層の公益活動・普及振興を推進するとともに、合気道の発展に寄与するものとする。
- 第2項 本連盟は、合気道開祖植芝盛平翁から血統で繋がる合気道道主による道統と（公財）合気会から示されている合気道倫理憲章および行動規範に表された合気道の理念を未来永劫遵守する。
- 第3項 本連盟は、合気道修行者に対する段位授与権が道主の絶対的専権であることを服膺する。
- 第4項 本連盟は、人権、性別、年齢、宗教的信条、国籍および民族的出自による差別を行なわない。

第5条（事業）

本連盟は、第4条の目的を達成するために次の事業を行う。

第1項 国際合気道連盟に対し、我が国の代表の銓衡決定および派遣に関する事項。

第2項 公益財団法人合気会から諮問された普及活動への答申ならびに要請された活動の協力。

第3項 公益財団法人合気会との緊密な連絡保持と公表される指針に則り、会員における合気道の稽古および育成の助言と助成。

第4項 演武会および講習会の開催。

第5項 加盟合気道団体が行う事業に対する後援。

第6項 合気道に関する調査、研究および記録の加盟合気道団体への広報活動。

第7項 その他本連盟の目的を達成するための諸事業。

第3章 組織

第6条（構成）

本連盟は、公益財団法人（以下、略して公財という）合気会に登録された全国の個々の道場および団体が、地域別連盟として組織する各都道府県合気道連盟等をもって構成する。

第4章 機関

第7条（役員・代議員）

第1項 本連盟は、次の役員を置く。

1、会長	1名
2、理事長	1名
3、常任理事	若干名
4、理事	15名以上20名以内
5、監事	2名以内
6、評議員	50名以内
7、幹事	若干名

第2項 本連盟は、次の代議員を置く。

- 1、代議員 各都道府県合気道連盟ごとに、その加盟する道場および団体から選出する。選出された代議員の名簿は各都道府県合気道連盟から全日本合気道連盟の事務局へ速やかに届け出る。代議員の員数運用については、本連盟の規約に付帯する細則に定める。

第8条（会長）

- 第1項 本連盟の会長は、恒久的に道主に属する。
- 第2項 会長は、本連盟におけるあらゆる公的会合に出席し、発言することができる。ただし、議決には加わらない。
- 第3項 会長は、本連盟内部または会員内で生じた如何なる事柄に対しても責任を負わない。

第9条（選出と任務）

本連盟の役員および代議員の選出は、次の通りとする。

第1項 役員および代議員の選出は、次の通りとする。

- 1、理事長は、理事会により、理事の中から選出する。
- 2、常任理事は、理事会により、理事の中から選出する。
- 3、理事は評議員により、評議員の中からの互選による者のほか、（公財）合気会の傘下にある者の中から会長が指名する者（若干名）との2通りとする。
- 4、監事は、評議員会により、評議員の中から選出し、理事会の承認を得るものとする。
- 5、評議員は、代議員会により、代議員の中から互選する。
- 6、幹事は、理事長の指名による。ただし、理事会の承認を得るものとする。
- 7、代議員は、各都道府県合気道連盟を構成する加盟合気道道場および団体からそれぞれ選出する。

第2項 前項の役員の任務は、次の通りとする。

- 1、会長は、本連盟を統括する。
- 2、理事長は、常任理事会、理事会、評議員会および代議員会を招集し、会務を執行する。また、会務の必要事項について会長に報告し、あるいは、意見を聞くものとする。なお理事長は、常任理事会、理事会、評議員会および代議員会を開催する場合、その議長となるものとし、評決権は持たないものとする。ただし、可否同数の場合には、議長の決するところによるものとする。
- 3、常任理事は、常任理事会を組織し、常時会務を遂行すると共に理事長を補佐する。また、緊急事項については、適宜処理するものとする。
- 4、理事は、理事会を組織し、また、理事長および常任理事を選出し、本連盟の執行機関として本規約に反しないかぎり会務を執行するものとする。
- 5、監事は、本連盟の会計を監査する。
- 6、評議員は、評議員会を組織し、理事を互選し、本連盟の重要な事項について承認する。
- 7、幹事は、本連盟の会務を処理する。

第3項 代議員の任務は、次の通りとする。

代議員は、代議員会を組織し、評議員を互選する。また、代議員は本連盟に対して要望事項ある場合には、理事会あるいは評議員会に対して文書により提出することが出来るものとする。

第4項 役員の選出方法については、次の通りとする。

- 1、理事長、および常任理事を選出する場合の理事会は、理事会構成員の3分の2以上の出席者をもって成立し、その出席者の4分の3以上の賛同により、理事長および常任理事を選出する。
- 2、理事を選出する場合の評議員会は、評議員会構成員3分の2以上の出席者をもって成立し、その出席者の4分の3以上の賛同により、理事を選出する。
- 3、評議員を選出する場合の代議員会は、代議員会構成員の3分の2以上の出席者をもって成立し、その出席者の4分の3以上の賛同により、評議員を選出する。

第5項 委任状については、次の通りとする。

- 1、理事会 評議員 および代議員会の成立については、委任状を認めるものとする。
- 2、評決権の委任については、受任者1人につき委任状2通までとする。

第10条（相談役、顧問等）

本連盟は、理事会の議決により、相談役および顧問を若干名置くことができる。

第11条（任期）

本連盟の役員の前任期は、3年とし再任を妨げない。なお、相談役、および顧問の前任期は通算して12年を超えることはない。

また、役員の前欠員が生じた場合には、第9条、第1項、第4項ならびに第5項により選出する。その前任期は、前任期者の前残余期間とする。

第12条（会議の成立、議決）

第1項 理事長は、常任理事会を適宜招集するものとする。

第2項 理事長は、理事会および評議員会を、年一回定例会議を招集する。

第3項 理事長は、理事会、評議員会および代議員会を臨時に招集することができる。臨時の召集については、理事長が認めた場合、および理事、評議員または代議員の3分の1以上の要求があり、理事長がその必要を適当と認めた場合とする。

第4項 理事会、評議員会および代議員会の議長は理事長とする。

第5項 理事会、評議員会および代議員会の成立については、各構成員の過半数以上の出席者により成立するものとし、その議決については、出席者の3分の2以上の賛同をもって成立するものとする。

なお、議長は議決権を持たないものとする。ただし、可否同数の場合には議長の決するところのものとする。

第6項 理事会および評議員会における委任状については、第9条、第5項に準ずるものとする。

第7項 常任理事会の提案があり、理事長が認めた場合、理事会招集に代えて、書面による決議を行うことができる。

第8項 書面による他、web会議方式等電子媒体を用いることが可能であれば、適用してよい。他の評議員会等の会議にも要すれば前項を適用できる。

第 5 章 義 務

第13条（義務）

第1項 本連盟の加盟合気道団体は、第5条に定める事業に参加し、規約ならびに理事会の決議等に従わなければならない。

第2項 本連盟の加盟合気道団体は、第14条に定める連盟会費を納付する義務を負うものとする。

第6章 会計

第14条（経費）

本連盟の経費は連盟費、(公財)合気会よりの補助金、寄付金およびその他の収入をもってこれにあてるものとする。なお、連盟会費については、理事会により、別途に定めるものとする。

第15条（予算）

第1項 理事会は、毎年3月末日までに翌年度の予算を作成する。また理事会で成立した翌年度予算を評議員会へ報告するものとする。

第2項 前項の予算の効力は、4月1日より生じる。

第16条（会計年度）

本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第17条（決算）

第1項 理事会は、会計年度中の決算を行い、会計年度終了後、2ヶ月以内に決算書を作成し、監事の承認を得るものとする。

第2項 前項により承認を得た場合は、すみやかに評議員会報告しなければならない。

第7章 資格

第18条（資格）

本連盟を構成する各都道府県合気道連盟に加盟する、各地域の個々の合気道道場および団体は、(公財)合気会に登録された者でなければならない。

第8章 段位

第19条（段位）

本連盟を構成する各都道府県合気道連盟に加盟する、各地域の個々の合気道道場および団体に所属する者の段位については、合気道道主により許可され、(公財)合気会に登録されたものによる。

第9章 加盟および脱退

第20条 (加盟・脱退)

- 第1項 本連盟の加盟および脱退については、所定の手続きにより理事会に申請するものとする。
- 第2項 前項の申請について理事会は、これを審議し、決定するものとする。
- 第3項 加盟および脱退があった場合には、理事長は、その旨を各加盟合気道団体に通知するものとする。
- 第4項 各都道府県合気道連盟は、その結成発足を(公財)合気会報告し、登録された時点で、すみやかに本連盟加盟する手続きを行わなければならない。また、全日本合気道連盟へ加盟した各都道府県合気道連盟は、原則として本連盟を脱退することは認められない。
- 第5項 都道府県合気道連盟が設立されている地域における道場および団体は、単独で本連盟に加盟することはできない。
- 第6項 全国的に組織された防衛省合気道連合会、ならびに小中学校・高等学校・大学大学院等の学校合気道サークルおよび団体は、本連盟に加盟することは出来ない。
- 第7項 都道府県合気道連盟が設立されていない道場および団体は、当該連盟が設立されるまでの経過措置として、単独で本連盟に加盟することを認める。

第10章 罰則

第21条 (罰則)

- 第1項 各都道府県合気道連盟に加盟する、各地域の個々の合気道道場および団体の中に、本連盟の規約に反すると認められた場合、或いは名誉を著しく傷つけた場合、ならびに利益に反する所業を認められた場合は、その上位団体である当該都道府県合気道連盟に対し、理事会は是正勧告ならびに適切な措置を実行するよう命じることができる。
- 第2項 一定期間をおいてなお是正の効果を認められない場合は、当該都道府県合気道連盟と連携して、本連盟理事会の決議により、(公財)合気会に対し、その道場および団体の登録取消しを要請することができる。

第11章 改正

第22条 (改正)

- 第1項 本連盟の規約の改正については、理事あるいは評議員の3分の2以上の連名による文書により、理事会に改正案を提出する、または常任理事会の決議により、改正案を理事会へ上程するものとする。
- 第2項 理事会は、前項の改正案を審議し、4分の3以上の決議により、これを決するものとする。
- 第3項 前項により規約の改正をした場合、理事長は、すみやかに構成する都道府県合気道連盟に通知する。ならびに評議員会を通じて、各地域の加盟合気道道場および団体等に改正内容を周知しなければならない。

第 12 章 附 則

第 23 条 (細 則)

本連盟の規約にもとづく細則は、理事会により、別途に定めるものとする。

第 24 条 (実 施)

本連盟の規約は、改正され、令和 2 年 5 月 13 日より実施する。

第 25 条 (履 歴)

- 初版、 本規約は、昭和 51 年 5 月 29 日から実施された。
- 改定 1、 本規約は、修正案を平成 19 年 4 月 1 日理事会において、審議し、承認された。
- 改定 2 本規約は、都道府県合気道連盟の全国整備の進捗に伴い、各条文を全面的に見直し、平成 23 年 1 月 8 日理事会で審議し、承認された。
- 改定 3、 本規約は、平成 23 年 5 月 27 日の理事会において、第 1 条(理念)、第 8 条 (会長)、その他の条項の微調整見直しについて審議し、承認された。
- 改定 4、 本規約は、平成 24 年 5 月 25 日の理事会において、財団法人合気会が平成 24 年 4 月 1 日付で内閣府総務省より公益財団法人として認可されたことを受けて、文中の財団法人の表記を見直し、公益財団法人に訂正することを承認された。
- 改定 5、本規約は令和 2 年 5 月 13 日付書面による理事会の決議により、第 12 条第 7 項および第 8 項を追記改正することが承認された。
- 改定 6、 本規約は令和 8 年 1 月 10 日の理事会の決議により、第 1 条第 2 項および第 3 項、第 4 条第 1 項から第 4 項を追記改正することが承認された。